

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日時：令和5年6月27日（火）9：00～10：10

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、立元管理官補佐、本多主任安全審査官、

真田係長、有吉係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 郡司 本部長代理 他2名

敦賀廃止措置実証本部 副本部長

原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 課長 他2名

原子力科学研究所 バックエンド技術部 高減容処理技術課 課長 他2名

原子力科学研究所 臨界ホット試験技術部 BECKY 技術課 課長 他5名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）より、令和4年1月30日付けで申請があった原子力科学研究所核燃料物質使用変更許可申請書において、燃料試験施設及び廃棄物安全試験施設で取り扱うことができる液体廃棄物の放射能濃度の上限を廃止する変更がなされている。この変更に対して、原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、以下の点を指摘した。

- ・機構からのこれまでの説明によると、本申請にて濃度上限を廃止することになるが、既許可の濃度上限を超える廃液を施設内にて発生させることはない旨の説明を受けており、そうであれば濃度上限を廃止する変更を行う必要は無いのではないかと考えられる。
- ・濃度上限を廃止することに伴い、液体廃棄物を固化した固体廃棄物について放射性廃棄物処理場（以下「処理場」という。）の受入基準以上の固体廃棄物を発生することはないか。その場合、処理場に固体廃棄物を払い出すことができず、固体廃棄物となる前のもので廃液を固化したもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）が使用施設内にて保管されることにならないか。
- ・以上のことから、これまでのところ、濃度上限を廃止する合理的な理由がないと考えている。

これに対し、機構から、以下の説明があった。

- ・既許可においても、今回撤廃しようとしている濃度上限を超える廃液を取り扱うことができることになっていると考えており、見解の相違がある。具体的には、処理場側の申請書において、燃料試験施設及び廃棄物安全試験施設側で濃度上限を超える廃液を取り扱うことができる許可になっているという認識である。
- ・仮に処理場の受入基準以上の固体廃棄物の発生が見込まれた場合は、受入基準を満たすよう小分けにするなどの措置を講ずるため、廃棄物の仕掛品が長期に渡り使用施設内に保管されることはないようにする。

これに対し、規制庁から、以下の指摘を伝えた。

- ・規制庁側の認識は、濃度上限を超える廃液を取り扱うことが可能なことは、処理場側ではなく、実際に廃液を取り扱う施設である燃料試験施設及び廃棄物安全試験施設側に記載されているべきものと考えているが、今後、改めて説明してほしい。
- ・放射性物質の濃度の上限を設けないのであれば、許可においては、処理場での受入基準の最大線量を用いた線量評価を行うこと、保安規定においては、仮に高濃度の廃液が発生したとしても、処理場に払い出せるように固化する廃液の量や固化の方法を工夫するなどの旨を規定すること。
- ・さらに、固化処理、施設内からの払い出し、処理場への受け入れ、及び保管廃棄の一連の作業工程における線量評価について、受け入れる可能性のある最大線量を用いて評価を行うこと。

これらに対し、機構から、了解した旨回答があった。

6. 配布資料

- ・なし

以上